

## 第 4 期越谷市障がい福祉計画策定基本方針

平成 2 5 年 1 0 月 3 日

市 長 決 裁

## 1 趣旨

この基本方針は、「第 4 期越谷市障がい福祉計画」の策定にあたり、基本的な考え方や進め方についての概要を示すものである。

## 2 策定の根拠

障がい福祉計画は、平成 1 8 年 4 月に施行された障害者自立支援法において、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画である障がい福祉計画を定めることが義務付けられている。

障害者自立支援法は改正され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法として平成 2 5 年 4 月 1 日から施行された。障害者総合支援法では、「制度の谷間のない支援」を提供する観点から、障がい者の定義に難病等が加えられている。

障害者総合支援法第 8 8 条第 1 項によれば、「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」とされている。

なお、第 4 期越谷市障がい福祉計画の策定にあたっては、平成 2 2 年度に策定した「第 3 次越谷市障がい者計画」（平成 2 3 年度～2 7 年度）と整合性を図ったものとする。この「第 3 次越谷市障がい者計画」については、障害者基本法に基づき、本市の障がい者福祉について、その理念や方針、施策の方向を明らかにしたものであり、第 4 次越谷市総合振興計画の部門計画として位置づけている。

## 3 計画期間

国から示された考え方に基づき、これまでに、平成 1 8 年度から 2 0 年度までを計画期間とする第 1 期計画を平成 1 8 年度に、平成 2 1 年度から 2 3 年度までを計画期間とする第 2 期計画を平成 2 0 年度に、平成 2 4 年度から 2 6 年度までを計画期間とする第 3 期計画を平成 2 3 年度に策定している。

第 4 期計画の計画期間については、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までとする。

## 4 策定体制

※別紙 1 参照

### (1) 庁内体制

#### ① 策定委員会

福祉部長を委員長、子ども家庭部長を副委員長とし、関係各課の課長の職にある者で構成する策定委員会を設置する。策定委員会は、計画策定に必要な協議を行い、計画案を作成する。

#### ② 作業部会

福祉部障害福祉課副主幹を部会長、子ども家庭部子育て支援課副主幹を副部会長とし、関係各課の副課長（副主幹）または係長（主査）の職にある者で構成する作業部会を設置する。作業部会は、計画案の作成に際し、専門的事項の検討及び調査研究を行う。

### (2) 越谷市障害者施策推進協議会

障害者総合支援法第 88 条第 9 項によれば、「障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。」とされている。

本市では、障害者基本法に基づき、越谷市障害者施策推進協議会条例を定め、平成 18 年 8 月に越谷市障害者施策推進協議会を設置している。本協議会は、学識経験者、保健・医療又は福祉に関する機関の代表者、障がい者福祉関係団体の代表者、公募による市民により構成されており、計画の策定に当たっては、本協議会の意見を聴くものとする。

### (3) 越谷市障害者地域自立支援協議会

障害者総合支援法第 88 条第 8 項によれば、「市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更する場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。」とされている。

本市では、平成 22 年 3 月に越谷市障害者地域自立支援協議会を設置している。本協議会は、相談支援事業関係者、障害福祉サービス事業関係者、障害者相談員、関係行政・教育機関の代表者、保健医療関係者、学識経験者により構成されており、計画の策定に当たっては、本協議会の意見を聴くものとする。

#### (4) 事務局

事務局は、福祉部障害福祉課に置き、計画策定に関する庶務やコンサルタントとの連絡調整等を行う。

### 5 意見募集等

#### (1) アンケート調査

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、市民に対してアンケート調査を実施する。身体障がい者、知的障がい者、市民については、対象者を無作為抽出し、また、精神障がい者については家族会等をとおし、難病患者については埼玉県障害難病団体協議会をとおして依頼する。(高次脳機能障害、発達障がいについては関連団体をとおして調査を行うことを検討中)

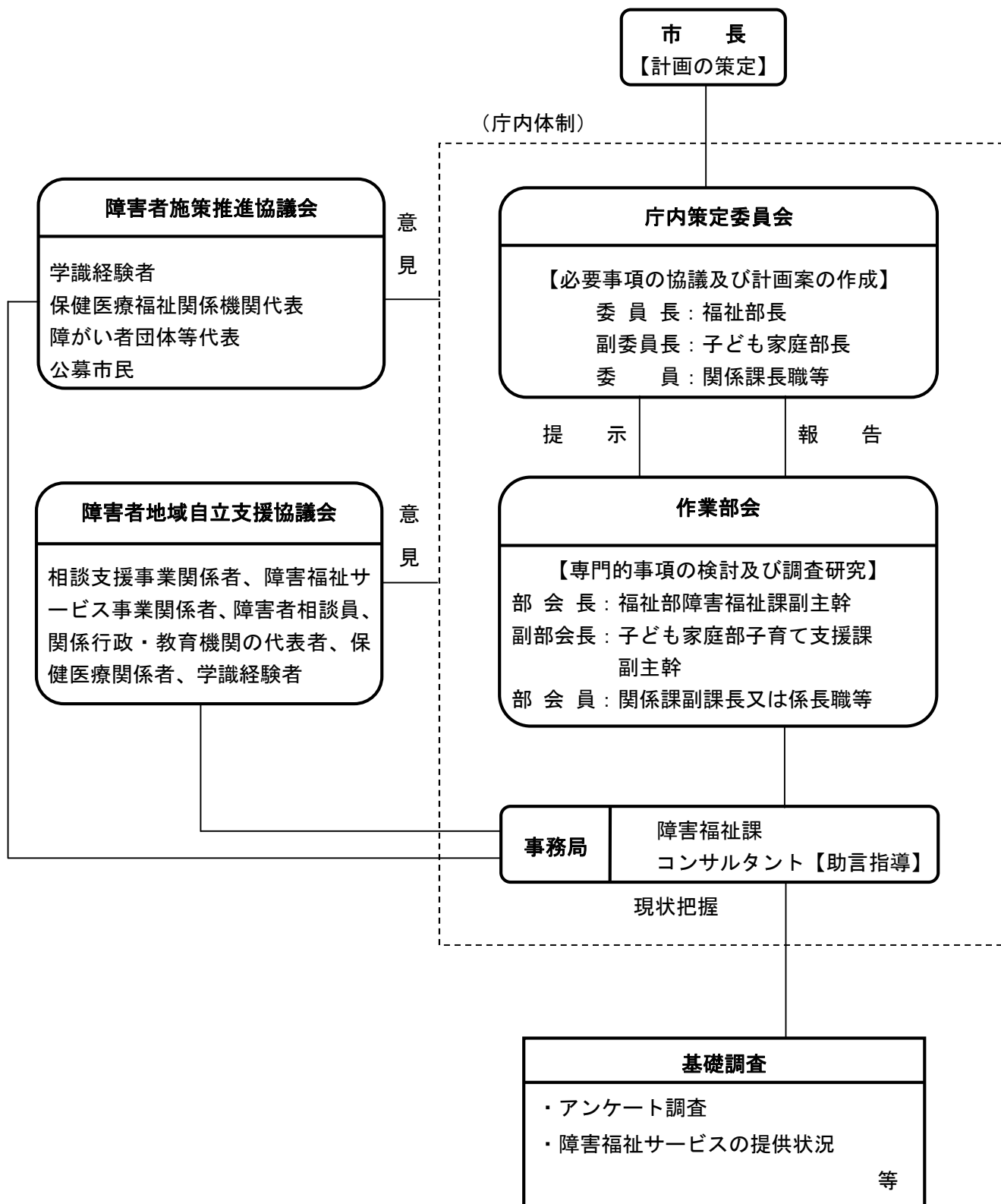
#### (2) パブリックコメント

越谷市のホームページ等を活用し、素案に対する市民の意見を募集する。

### 6 策定スケジュール

※別紙 2 参照

第 4 期越谷市障がい福祉計画策定体制



第4期越谷市障がい福祉計画策定スケジュール

年 月	越 谷 市		施策推進協議会 自立支援協議会	庁内組織	埼玉県	国
	計画策定基本方針の決定					
25年9月	計画策定基本方針の決定				未 定	
10月	ア ン ケ ー ト 調 査 内 容 の 検 討	策定委員会の設置	第2回 自立支援協議会 (10.16 中止)			
11月			第2回 施策推進協議会 (10.25 開催)			
12月				第1回 策定委員会 (12.25 開催)		
26年1月				第3回 自立支援協議会 (1.27 開催)		
2月				第3回 施策推進協議会 (2.20 開催予定)		
3月						

年 月	越 谷 市	施策推進協議会 自立支援協議会	庁内組織	埼玉県	国	
26年 4月	計画策定業務委託契約締結					
5月	アンケート調査	第1回 自立支援協議会	第1回 作業部会	未 定		
6月	H25 障がい者・福祉計画状況調査	第1回 施策推進協議会	第2回 策定委員会			
7月	数値目標・サービス見込量の検討	第2回 自立支援協議会	第2回 作業部会			
8月		第2回 施策推進協議会	第3回 作業部会			
9月		第3回 自立支援協議会				
10月		第3回 施策推進協議会				
11月	パブリックコメントの実施		第4回 策定委員会			
12月	数値目標・サービス見込量の再検討		第5回 作業部会			
27年 1月		第4回 自立支援協議会				
2月		第4回 施策推進協議会				
3月	第4期障がい福祉計画作成完了		第4回 策定委員会			
						数値目標・サービス見込量を国へ報告

○越谷市障がい福祉計画策定委員会設置要領

平成25年10月28日

市長 決 裁

(設置)

第1条 第4期越谷市障がい福祉計画の策定に際し、必要な事項を協議し、計画案を作成するため、越谷市障がい福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 策定委員会の委員は、福祉部長及び子ども家庭部長の職にある者及び別表1に掲げる課に所属し、課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第3条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は福祉部長、副委員長は子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は策定委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(作業部会)

第5条 計画案の作成に際し、専門事項の検討及び調査研究を行うため、策定委員会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の部会員は、別表2に掲げる関係課所の副課長（副主幹）又は係長（主査）の職にある者をもって充てる。

3 作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は福祉部障害福祉課副

主幹、副部長は子ども家庭部子育て支援課副主幹の職にある者をもって充てる。

- 4 部長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。
- 5 部長は、作業部会を代表し、会議の議長となる。
- 6 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 策定委員会の委員の任期は、第4期越谷市障がい福祉計画の策定が完了するまでの期間とする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成25年10月28日から施行する。

別表1 (第2条関係)

部 課 名
企画部企画課
福祉部社会福祉課
福祉部障害福祉課
福祉部高齢介護課



福祉部国民健康保険課
子ども家庭部子育て支援課
保健医療部市民健康課

別表 2 (第 5 条関係)

部 課 係 名
福祉部社会福祉課
福祉部障害福祉課
福祉部障害福祉課障害福祉推進係
福祉部障害福祉課自立支援担当
福祉部高齢介護課
子ども家庭部子育て支援課少子政策係
子ども家庭部子育て支援課児童福祉担当

障がい福祉計画・障がい者計画の計画期間について

計画期間

現行の第3期越谷市障がい福祉計画の計画期間が平成24年度から26年度までとなっている。今回策定する第4期越谷市障がい福祉計画については、平成27年度から平成29年度までを計画期間とした3ヵ年計画となっている。

